

武蔵野市情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は、市民生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。一方で、個人情報をはじめとする情報資産の漏えい等の人為的な原因による情報セキュリティ事故及び巧妙化・複合化し続ける標的型攻撃等の新たなサイバー攻撃による情報資産の破壊・改ざん等によるシステム障害等が後を絶ちません。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要があります。

本市は、市民の個人情報や行政運営上の機密情報などの重要な情報を多数取り扱っています。また、多くの業務が情報システムやネットワークに依存しています。市民の権利・利益を守り、行政の安定的・継続的な運営のためには、これらの重要な情報資産を様々な脅威から防御するとともに、日々の業務の中で適正に管理していかなければなりません。

これらのことから、本市における情報資産に対する安全対策を推進し、市民からの信頼を確保するため、次のとおり情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言します。

- 1 すべての職員は、本市の保有する情報資産を適切に管理します。
- 2 全庁的な体制を確立し、情報セキュリティ対策に取り組めます。
- 3 情報セキュリティ対策基準とその実行のための実施手順に基づき、情報セキュリティ対策を確実に実施します。
- 4 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するため、職員等に対して必要な教育を行います。
- 5 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合には、緊急時対応計画に基づき速やかに対応します。
- 6 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施します。
- 7 すべての職員は、業務の遂行にあたって「個人情報の保護に関する法律」などの関係法令や「武蔵野市情報セキュリティ基本方針」等を遵守します。

令和 5 年 4 月 1 日

情報セキュリティ総括責任者（武蔵野市副市長） 伊 藤 英 穂